

入 札 書

入札書提出用封筒（見本）

入 札 参 加 申 込 書

委 任 状

立木売買契約書（見本）

(※本入札書は、入札書提出用封筒に封入の上、提出してください。)

入 札 書

令和 年 月 日

朝日町長 笹原 靖直 あて

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記のとおり入札いたします。

記

1. 入札物件

所 在 地	樹種	本数	立木材積
富山県下新川郡朝日町 山崎地内 (朝日町分収造林)	スギ	3,035 本	3,195.015 m ³

2. 入札金額

金 円

- (注) ・売買契約は、入札書に記載された名義で行います。
・入札者が2名以上の場合は、入札書に連名で記載してください。
・代理人が入札する場合、あらかじめ委任状を提出してください。
・入札書は、入札書提出用封筒に封入の上、提出してください。
・入札書提出用封筒の表には、入札物件番号、開札日、入札者の住所氏名を明記してください。(封筒の大きさは、長型3号以下としてください。)

入札書提出用封筒 (見本)

入札者住所 商号・名称	朝日町 ○○○○番地
入札日	令和8年9月4日
入札書在中	

- ・ 封筒の大きさは、長型3号（120×235mm）以下としてください。
- ・ 入札書は、入札書提出用封筒に封入の上、厳封し、貼合せ箇所に封印して提出してください。
- ・ 入札書提出用封筒の表には、入札書在中と明示し、入札物件番号、開札日、入札者の住所氏名を明記してください。

入札参加申込書

受付番号	* —
------	--------

令和 年 月 日

朝日町長 笹原 靖直 あて

令和8年度 一般競争入札による町分収造林立木の売払いに参加したいので、次のとおり申し込みます。

1 申込者

所在地	〒 —		
商号又は名称			
代表者氏名	印		
電話番号		FAX 番号	

2 申込み物件

所 在 地	樹種	本数	立木材積
		本	m ³

- 注1 添付書類として、**入札参加資格確認書類**（富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写しまたは過去2年以内の富山県内における木材の生産又は販売の実績を証する書類）及び**入札保証金の納付を証する書面**が必要となります。
- 2 ※印の受付番号欄は記入しないでください。
- 3 申込受付 令和8年9月4日（金）午前9時30分から午前10時まで
- 4 入札の日時及び場所
- （1）日 時 令和8年9月4日（金）午前10時
- （2）場 所 朝日町役場 2階 第6会議室

委任状

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印

記

入札物件 町分収造林立木の売払い

令和 年 月 日

申込人（委任者） 住 所 朝日町 _____

商号又は名称

代表者氏名 _____ 印

立木売買契約書

売出人朝日町（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）との間において、次の条項により売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次の表に掲げる立木とする。

物件の所在地	樹種	本数	立木材積
富山県下新川郡朝日町 山崎地内 (朝日町分収造林)	スギ	3,035 本	3,195.015 m ³

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額金 円）

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。なお、契約保証金には入札保証金を充当する。

2 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、次条第2項に定める違約金又は第8条第2項に定める損害賠償の予定と解釈しない。また、契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（売買代金納付期限等）

第4条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入通知書により、令和 年1月 日までに甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

2 乙が前項に規定する納付期限までに、売買代金を支払わないときは、甲は、年 14.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（乙の代金納付が遅延した場合は、違約金を含む。）を完納した時に、乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から 15 日以内に両者が協議して定める日に、売買物件の所在する場所において当該物件を乙に引渡し、乙は、当該物件の領収書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引渡しについては、甲の指示に従わなければならない。

（売買物件の搬出及び跡地検査）

第7条 乙は、前条の引渡しを完了した日から4年以内に売買物件を搬出しなければならない。

2 乙は、売買物件の搬出を完了したときは、遅滞なく搬出完了届を提出するものとする。

3 甲は、前項の搬出完了届を受領した日から 15 日以内に、乙の立会いを求めて跡地検査を行うものとする。

4 乙は、当該跡地に残存させる素材その他産物は、再造林に支障のないよう配置しなければならない。

（搬出期限の延長等）

第8条 乙は、前条第1項の期限内に売買物件の搬出を終わらないと予想されるときは、当該期限の7日前までに甲に対してその理由を付して、期限の延長の承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の承認を受けたときは遅延損害金として延長日数1日につき売買代金の 1000 分の1の金額を、同項の承認を得ずして売買物件の搬出を終わらなかったときは遅滞損害金と

して延長日数1日につき1000分の2の金額を甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することのできない理由により搬出の期限を延長するときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 乙は、売買物件の伐採又は搬出に当たり甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第11条 乙は、この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することのできない理由により売買物件が滅失し、又は損傷した場合においては、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件の箇所、面積、種類、材積、数量又は当該契約の内容に適合しない場合であっても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(催告による解除)

第13条 甲は、前条の規定にかかわらず、乙がこの契約に定める義務（以下この条及び次条において「債務」という。）を履行しない場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（乙が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - (9) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (11) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- 2 前条及び前項の契約の解除は、乙に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

(協議)

第 15 条 この契約について疑義のある事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山県下新川郡朝日町道下 1 1 3 3 番地
 朝日町長 笹 原 靖 直

乙